

岩手県告示第347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第561号）で公示した公共測量を終了した旨奥州市長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市内
- 2 実施した期間 令和2年8月6日から令和3年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 地図情報レベル2500数値地形図修正